

政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会ヒアリング

(労働安全衛生総合研究所)

説 明 資 料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

平成22年9月15日

I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の概要

- 1 発 足 平成18年4月1日に（独）産業安全研究所と（独）産業医学総合研究所が統合して設立
※（独）産業安全研究所は昭和17年に厚生省産業安全研究所として設立
（独）産業医学総合研究所は昭和24年に労働省けい肺試験室として設立
- 2 規 模 役員 5名（理事長 1名、理事 2名、監事 2名（うち1名は非常勤））
職員 107名（平成22年4月1日現在）
- 3 所 在 地 東京都清瀬市（本部）、神奈川県川崎市
- 4 特 徴（1）労働安全衛生分野を総合的にカバーする我が国唯一の研究機関
※ 米国の国立労働安全衛生研究所（NIOSH：National Institute for Occupational Safety and Health）、英国の国立安全衛生研究所（HSL：Health and Safety Laboratory）に相当
（2）労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等を収集する行政ミッション型研究機関
- 5 業 務 概 要（1）事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病に関する総合的な調査及び研究の実施
（2）労働安全衛生法に基づく現場への立入権限を有する労働災害の調査等の実施

Ⅱ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の事務・事業の見直し当初案

1 研究業務の更なる効率化の推進

(1) 外部研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組む。

平成23年度の目標は、研究費に占める外部研究資金の割合を3分の1以上とする。

- ・ 役員自らによる外部研究資金の獲得
- ・ 外部研究資金に1人2件以上の応募
- ・ 役員、職員の個人業績評価への反映（外部研究資金応募・獲得実績の重点項目化）

(2) 他研究機関等との共同研究の実施、連携の強化に取り組む。

プロジェクト研究の内容評価・外部評価において、共同研究の実施可能性の検討・進捗状況の把握・フォローアップを重点的に実施。

(3) 他の独立行政法人との統合等による効率化を図る。

厚生労働省所管で研究開発を実施している他の独立行政法人と統合するとともに、化学物質の有害性（発がん性等）調査のための試験事業を当研究所に移管することを検討中。

(4) 管理部門の職員数の削減を行う。

管理部門の職員数の削減を行う。

（平成21年度：21人→平成22年度：17人→平成23年度：14人）

さらに、他の独立行政法人との統合により、管理部門の一部効率化・合理化を進める。

2 労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の推進

行政ミッション型研究所として、労働安全衛生関係法令等の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究の実施にこれまでも努めてきたところであるが、さらに、研究成果及びその社会的意義や貢献度について積極的にPRを行う。

今後とも、現場における労働災害・職業性疾病の発生状況、労働者の健康に係る状況等の情報収集に努めた上で、一層的確な研究ニーズの把握を行う。また、研究課題の選定方法及び評価方法等について充実を図る。

3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除

学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会を開催し、他の研究機関における研究体制の整備や研究実績の集積の確認も含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めており、今後とも一層適正に審査、評価を行っていく。